

判例研究

宅配便業者の荷受人に対する責任

上告棄却

平成一〇年四月三〇日最高裁第一小法廷判決

(判例時報一六四六号一六二頁、判例タイムズ九八〇号一〇一頁、

金融商事判例一〇五〇号三三頁)

河 原 文 敬

一 事実の概要

原告(被控訴人・上告人)株式会社スズキ宝飾(以下Xと略記)は、宝石の修理・加工等を業とする会社である。Xは、訴外真山順一からダイヤの裸石の加工の依頼を受け、これを預かり、Xの子会社である鈴木工房(以下Aと略記)の館山工場に送った。Aは加工したダイヤと別の寶石(修理・加工のためXから預かっていた)を、訴外房州通運会社(館山市所在、以下Bと略記)を通じて、被告(控訴人・被上告人)日本通運株式会社(以下Yと略記)に、ペリカン便(Yの宅配サービス名)でX宛に運送するよう委託した。この宝石二個(以下「本件

宝石」という)は、Yの神田支店に到着せず、運送途中で紛失したものであり紛失の経緯は不明である。なお、このダイヤは、藤崎デパートが真山に掛売りしていたものである(三八四万一九〇〇円〔消費税を含む〕)。

「本件宝石」の紛失の経緯が判明しないことはYの保管・管理体制の不備を示すものであり、Yには重大な過失がある。また、YはBに対し引受拒絶品目を受諾しないよう指導監督する義務があるのにこれを怠って「本件宝石」を預かり紛失させたのであるから、Bに対する指導監督に重大な過失がある。よって、XはYに対し不法行為に基づく損害賠償を請求した。請求額は、真山が藤崎デパートに支払うべき売掛代金を真山に代わって代位弁済した三八四万一九〇〇円を含む四五九万一九〇〇円と法定利息5%である。

これに対し、Yは次のように主張(抗弁)をした。

大量の荷物を低廉で迅速に配達することが要求される宅配便では、紛失等の事故を完全に防止することは不可能であり、紛失の経緯が不明であることのみで重過失があるとは言えない。

運送品の滅失毀損については、契約本来の目的を著しく逸脱する場合は債務不履行に基づく損害賠償請求権と不法行為に基づく損害賠償請求権との競合が認められるが、そうでない場合は、債務不履行責任のみが問われるだけである。本件は、契約本来の目的を著しく逸脱する場合でないから、不法行為責任は生じない。

宅配便約款では、運送を拒絶する荷物について運送人が知らずに引受それを滅失毀損させた場合、損害賠償責任を負わない旨が定められている。「本件宝石」は運送拒絶品に該当し、またAは送り状の品名欄・価格欄に何も記載しないままであるから、Yはその内容を知らずに運送を引受けたのである。したがって、約款によって損害賠償責任を負わない。

X及びAは商人であり、「本件宝石」を善良なる管理者の注意をもって扱う義務を負っている。Xは、Aに対し宝石等の高価品を送る際にはペリカン便を使わない旨の指示を監督する義務があるのに、これを怠ったのは原告Xの過失であるから過失相殺がなされるべきである。

第一審 東京地裁平成三・九・二五判決(判例時報一四三三号一三七頁)

まず裁判所は、Xの被った損害を三九八万一九〇〇円と認定した(Xが真山に代わり藤崎に支払った三八四万一九〇〇円、ダイヤの加工賃四万円、別の宝石の代金一〇万円)。

次に、所謂請求権競合の問題については、「原則として、運送契約においても債務不履行責任と不法行為責任とは競合すると解すべき」とし、本件でのYの不法行為責任の存否について判示した。

これに関しては、Yが、仮に不法行為責任が認められるにしても「本件宝石」は引受制限荷物に当たるから宅配便約款による免責を主張していたので、この点をまず検討した。宅配便の利用者には当該荷物が引受制限荷物に該当するかを告知する義務はないとし、そして、運送人側が引受制限荷物に該当するか否かについて何等の確認もせず、品名・価格が空欄のまま受理された場合は、引受制限荷物であっても運送する意思が推認され、具体的な品名等を確認していないことをもって「その旨を知らずに運送を引き受けた」とは解されないとした。

そして、次のような理由でYの重過失を認定して、不法行為責任を認めた。

「当該荷物が紛失して行方不明となり、紛失経路も不明であることは、運送品の取扱上通常予想される事態とは言えず、・・・宅配便において・一般利用者がその紛失の経緯及び宅配便業者の故意又は重過失を立証することは極めて困難であり、その半面、宅配業者においては、自己の支配領域内で生じた紛失等については・完全に防止することまでではできないにしても、経緯を把握した上、これを明らかにすることは必要かつ可能であると考えられることを併せて考えると、当該紛失がもつばら宅配便業者の支配領域内で発生したもので、その紛失自体に荷受人または荷受人若しくは所有者の責任が認められず、かつ第三者の責任も具体的に推測されなるときは、宅配便業者の重過失が推認され、宅配便業者において、故意又は重過失のないことを立証しない限り、少なくとも重過失があるものとして、その責めに任ずべきである。」

そして、Aが宅配便を使って宝石類を送付するのをXは承諾していて、Aは本件宅配便の責任限度額を認識していたので、Aの過失

をXの過失として認め、損害の公平な分担を図るのが相当として損害額の六割を過失相殺した。結局、Yの賠償額は約一七五万円であると認定した。

原審 東京高裁判平成五・一二・二四判決（判例時報一四九一号一三五頁）

第一審判決を変更し、Yの責任を三〇万円とした。

請求権競合の問題については、不法行為責任と契約上の責任との競合を認めた。その上で、責任制限条項に関し次のように判示した。運送人の保護を図る商法や規定や約款の目的はもとも契約上の責任にのみ適用されるものであって、不法行為責任には適用されない。しかしながら、不法行為責任を追及してそうした商法や約款の規制を回避することは不合理である、とした。その理由は「荷送人は、運送契約関係に入ったことにより運送人との間に生ずる法律関係を特段の事情の認められない限り契約法理によって律することを承認しているというべきであつて、それにもかかわらず右規定や約款の規制を回避すべく不法行為法理によることを許すのは、運送人に故意又は重過失が認められる場合はともかく、契約上の危険の分配を図る目的のもとに規制を設けた商法の規定や約款の目的に反する」ということである。したがつて、運送人に故意・重過失がある場合以外は、荷送人と運送人との法律関係は契約法理によって処理されるべきで、不法行為に基づく請求は許されないとした。そして、運送契約の当事者ではない第三者が不法行為責任を追及する場合でも、この第三者が運送契約の当事者と実質的に同視できるなら契約法理の趣旨を類推して、商法上に規定や約款の趣旨に準拠して責任の範囲を確定すべき、と判示した。

本件ではXは契約当事者である荷送人ではないので、荷送人AとXとの関係を次のように認定した。

Aは専らXの下請けである点、宝石の運送方法についてXはAに指示できる立場である点を考慮し、XはAと同視できるとした。さらに、X自身も宅配便を利用してきた経験上宅配便約款の規制を知っているのであるから、本件の不法行為責任の追及にも約款上の責任制限が及ぶとした。

高価品を取扱わない旨の宅配便約款の適用については、高価品の明示を運送人の側で促すべきであり、Yが、高価品の明示のない荷物の運送を委託され、そのまま明示を促すことなく引受、運送の過程で滅失毀損させた場合は、知らずに引き受けたことを理由に免責を主張することは信義則上許されないとした。その上で、Yにとって滅失毀損の損害が責任限度額(三〇万円)を超えて生ずることを予見し、結果発生の回避を図ることは困難であるから、不法行為責任も三〇万円の範囲とした。

Xは次のような理由で上告した。

原判決は、不法行為に基づく責任の範囲を契約法理で画するもので、民法七〇九条、商法五七八条の解釈を誤っている。また、損害は三〇万円の範囲に止まるとの判示については、不法行為責任における予見可能性、結果回避性の設定を誤り、賠償されるべき損害の範囲を誤っている。

二 判旨、判決理由

XがYに対し、本件運送契約上の責任限度額三〇万円を超えて損害賠償を請求することは信義則に反し、許されない。その理由は以下である。

一 低額な運賃で大量の小口荷物を迅速に配送する宅配便では、「安全、確実かつ迅速に荷物を運送することが要請されるのはいうまでもないが、宅配便が有する右の特質からすると、利用者が・・一定の制約を受けるのはやむを得ない・・」とし「貨物運送業者が一定額以上の高価な荷物を引き受けないこととし、仮に引き受けた荷物が運送途上において滅失又は毀損したとしても、故意又は重過失がない限り、その賠償額をあらかじめ定めた責任限度額に限定することは、運賃を可能な限り低い額にとどめて宅配便を運営していく

上で合理的なものと解される。」

二 この趣旨からすれば「責任限度額の定めは、運送人の荷送人に対する債務不履行に基づく責任についてだけでなく、・・・不法行為に基づく責任についても適用されると解するのが当事者の合理的な意思に合致する・・・、そう解しないと、損害賠償の額を責任限度額の範囲に限った趣旨が没却される・・・また、そのよう解しても運送人の故意又は重大な過失によって荷物が滅失又は毀損した場合は、・・・一切の損害を賠償しなければならぬのであって（約款二五条六項）、荷送人に不当な不利益をもたらすことにはならないからである。」そして、「荷受人も、少なくとも宅配便によって荷物が運送されることを容認していたなどの事情が存するときは、信義則上、責任限度額を超えて運送人に対して損害の賠償を求めることは許されないと解するのが相当である。」

三 「Xは、（本件荷物の）品名及び価格を正確に示すときはY（等）の宅配便を利用できないことを知りながら、Aとの間で長年にわたって宅配便を利用して宝石を送付してきたものであって、本件荷物も宅配便によって運送されることを単に認識していただけでなく、・・・容認していたというべきである。このように低額な運賃により宝石類を送付し合うことで利益を享受していたXが、本件荷物の紛失を理由としてYに対し責任限度額を超える損害の賠償を請求することは、信義則に反し、許されないとすべきである。」

三 分析

本判決についてはすでに二つの評釈・分析（奥田評釈と落合評釈^①）があり、主要な問題点の詳細な検討がなされている。ここですらに同判決を検討することは屋上屋を重ねることになるかもしれないが私見を述べることにする。

一 本件判旨は、①宅配便約款の責任限度額は、荷送人に対する運送人の債務不履行責任についてだけでなく、不法

行為責任にも適用されることが当事者に意思に合致すること（但し、運送人に故意・重過失がある場合は一切の賠償をしなくてはならない）、②荷受人が、宅配便によって荷物の運送がなされる旨を容認していたなら、責任限度額を超えた請求は信義則上許されない、という点にある。①、②の趣旨は原審（第二審）の判断と基本的に同じである。但し、②の点につき、責任限度額を超えた請求を信義則上許されなかった部分は原審と異なる（原審では、信義則は別の局面で用いられている）。

両判決とも、結論として、原告である荷受人を荷送人と同視した上で運送契約の効果が及ぶ範囲の者として捉えている。いわば契約責任の領域の問題として解決を図っている。

一方、第一審は①については、最判・原審とは異なり請求権競合を認め（運送契約上の責任限度条項は不法行為には及ばないとし）、不法行為責任の問題として捉えている。そして荷物の紛失につき原因が不明である点から運送人の重過失を推認し、かつ原告の過失を認め（荷送人・荷受人の関係を考えて、荷送人の過失を荷受人の過失としている）過失相殺を行って賠償額を認定した。

二 運送品が運送人側の帰責事由によって滅失毀損した場合、運送人の負う賠償額については定額化（限定化）が法定され（商五八〇条・七六六条 国際海運二二条ノ二・一三条）、責任の短期消滅時効が認められている。また本件のように責任制限約款が認められている。

その趣旨は、大量の運送品を低廉な運賃で迅速に運送すべき運送業の特殊性に着目して、運送人を保護するためである。本件責任制限約款もこの趣旨に沿うものであり、低運賃と定額（低額）賠償という対価原則に適っている。このように契約によって、債権不履行による運送上のリスクの分配が当事者間で行われている^②。

一方、運送品の滅失毀損は、運送品の所有権侵害となり不法行為責任の要件ともなる。不法行為責任と契約責任との関係は、請求権競合の問題^③となる。そして、契約責任とは別個独立に不法行為が成立し両者は無関係という見解（純粹競合説）に立てば、契約によるリスク分配機能とは別の不法行為独自の方法で解決が図られる。契約関係の法理は契約外の第三者には与えられないことになり、対価性の原則は機能せずストリートに「損害の填補」の対象となる。先例的な判決（大判大一一・二・二三民集五・一〇四、最判昭四四・一〇・一七判時五七五・七一、何れも運送人の履行補助者の不法行為責任に対して運送契約上の責任制限が及ぶのが問題になった^④）は、運送人に対してさえも両請求権は競合するのであるから、履行補助者の不法行為が問題となつている場合は契約責任とは無関係であるから、契約上の責任制限は及ばないといえる。

しかし、近時、国際海上物品運送法では、運送品に関する運送人・その使用する者の不法行為責任について契約上の責任制限条項を準用する旨の改正がなされた（二〇条ノ二）^⑤。また、請求権競合に関する学説も、契約によるリスク分配機能に依拠して解決する方向を示す説^⑥が有力になりつつある。本判決は運送人と荷送人との間で請求権の競合を認め、その上で、運送契約上の責任制限額が不法行為責任にも及ぶとした。この意味で、宅配便に限るとしても、基本的には近時の流れに沿つたものである。本判決では、荷受人である原告はいわば被害者側の契約外第三者であるが、この者に責任制限が及ぶとした点を次に検討する。

三 本件は、宅配便に関する事案である。貨物引換証・船荷証券等の運送証券は発行されていない。そして、荷物が目的地に到達していないので、原告である荷受人は運送人に対し運送契約上の権利義務を有しない（商五八三条参照）。従つて、原告は荷送人の権利義務を取得したのではない。原告は、ダイヤの所有者に代金を払つたことにより、この所有

者の持つ運送人に対する不法行為に基づく損害賠償請求権を代位取得(民四二条参照)ものである。原告は、いわば所有者の地位に立って、不法行為責任を追及したのである。他方、原告は、荷送人の権利義務を取得してはいないが、荷物が宅配便で運送されることを認識しかつそれを容認していた以上(原告も頻繁に荷送人であるAとの間で宅配便を利用して宝石を送り合っていた)、荷送人と同視できる立場であるとの判断も可能である。

このように本件原告である荷受人の地位をどのように捉えるか、問題となるはずである。すなわち原告が所有者地位を代位取得した者なのか、それとも荷送人と同視できる者として運送契約の法秩序に服する者であるのか、である。この点は、奥田評釈・落合評釈とも指摘するように、判決のなかでは明確には言及されていない。

前者の地位を強調すれば、所有者は運送契約については無関係の第三者である。本判決は、この者にまで運送契約を前提にした責任限度額を適用した、と評価するのは行き過ぎであろう。むしろ、所有者の地位を代位取得した者が同時に荷送人と同視できる立場である所に着目して、責任限度額を含む運送契約の効力が及ぶと、判断したのであると考えられる。荷送人と同視できる第三者に、契約が予定しているリスク配分を適用することは妥当である。この問題は、契約外の第三者に契約上の責任制限が及ぶ範囲はどこまでかということであるが、運送人の使用者のみならず、荷送人側の第三者であつても運送契約法秩序に含めてよい者はこの範囲に含まれる⁽⁸⁾。本判決の荷受人はこれに該当する。

もし仮に、本件宝石の所有者である「真山」が運送人Yに対して不法行為責任を追及したならどのような結論になったであろうか。この場合には、所有者「真山」は、運送契約とは無関係な第三者であり(本件宝石について運送がなされる旨を了解していた者でもない)、荷送人と同視されるということは考えられない。したがって、運送契約を前提にした責任制限が及ぶことはないとの結論に至るであろう。一応こうした結論になるだろう。しかし、このこの結論には全面的

には賛成しがたい。宅配便が郵便小包に代って普及してきたという局面を考慮すると、郵便法七三条の類推適用（請求権者の限定）と同六八条の類推適用（賠償額の限定）を検討する余地があると考え（結果として三〇万円を限度とする賠償額という判示は維持されるのではなからうか）。このことが認められるなら、荷送人等の契約当事者も郵便法の類推適用があるのか、問題として残る。この部分は、宅配便の特殊性に着目した試論であり運送全般について当てはまるものではない。四 最判では、触れられていないが下級審で判断された二つの点について論ずる。

紛失原因が不明である場合に運送人の重過失を推認できるか、宅配便では問題になるのではなからうか。重過失を「故意に近い注意欠如」と解すなら、立証がなされない紛失原因不明を重過失と認定するのは行き過ぎであるとするのが支配的見解である。しかし、宅配便に限っては、一定限度において立証の責任を転換し、重過失を推認してよいのではなからうか。⁹この点では、商法五八一条の立証責任の分配原則から逸脱するが、紛失経緯が不明な場合、宅配業者に一定の責任を負担させない限り、利用者の保護が図られないのではなからうか。¹⁰こうしたとしても、荷送人が、重過失のないこと（運送に付随する通常のミス）の反証は難しいことではないであろうから、商法五八一条の立証責任の分配原則からの逸脱は最小限に留まるであろう。

本件荷物はいわゆる高価品であり引受制限荷物に該当する。原審は、運送人に、高価品の明告を促す義務を認定し、これを果たさずに荷物を引受け、滅失毀損させた場合、免責を主張することは信義則上許されないとした。この点は、最判では触れられていないが実務的には重要であろう。仮に、運送人にこの明告促進義務を課しても大きな負担にはならないと、考える（低運賃との対価性は維持されるであろう）。ホテルやコンサートホールのクローク（明告促進義務を負っているとは言えないが）は常に確認を行っている点や、引受制限荷物に該当するかどうかという意識を利用者に求めること

は酷である点を考慮すべきではなからうか。引受拒絶品(高価品)であるか否かを確認し、不実申告があれば運送人は免責対象(標準宅配便約款二二条)になるのであるから不合理な結果にはならないであろう。

五 低運賃で利用しやすい宅配便で、宝石(高価品)を送ったことから問題が生じた。原告は契約の当事者ではないが、業務として何回も宅配便を使っていて荷送人と同視できる者である。スポット的に宅配便の荷受人になった者ではない。このような者に対しては、対価性の原則に基づく契約上のリスク分配を適用するのが妥当である。そうでないと、通常は低運賃で宝石を送るという対価以上のサーヴィスを受けている者が、事故が発生すると不法行為責任を追及し高価品に見合った賠償を受けるのでは一種のフリーライダーになるといふ不合理が生ずる(この不合理さを除去するため、最判では信義則が使われている)。この点で本件判決の結論には賛成である。

今日、宅配便は、通信販売、パート・書店等の宅送、ゴルフ・スキー用具の運送をはじめとして日常的に利用されている。また取次店も身近に設置されている。^① 便利さ故に、商人が業務用として利用することも多々あるが、宅配便は郵便小包と類似する運送手段であろう。その意味では、将来の問題ではあるが、宅配便業者の責任についても郵便法を類推適用、あるいはその制度の趣旨を斟酌する可能性を検討する余地があるのではなからうか。

註

(1) 奥田昌道「宅配便の荷受人が運送会社に対し運送中の荷物の紛失を理由として運送契約上責任限度額を超える損害の賠償を請求することが信義則に反し許されないとされた事例」判例評論四八一号三二頁(判例時報一六六号一九三頁)

落合誠「宅配便約款の責任限度額を超える請求の可否」平成十年重要判例解説(ジュリスト増刊)一〇八頁

第一審判決の評釈として

- ・石井吉也「運送契約当事者でない貴金属商に対して運送人の不法行為責任が認められた事例」私法判例リマックス一九九三(上)一〇七頁
 - ・大橋敏道「宝石を紛失させた宅配業者の不法行為責任」ジュリスト一〇八二号一八五頁
 - 原審判決の評釈として
 - ・石原全「宅配便運送における宝石の紛失事故について、宅配便約款の定める責任限度額三十万円の限度で運送業者の荷受人に対する不法行為責任を認めた事例」判例評論四三〇号五九頁(判例時報一五〇六号二二頁)
 - ・小柿徳武「契約当事者以外の第三者に対する運送人の不法行為責任と宅配便約款の免責条項の適用」商事法務一四七九号九七頁
 - ・野口恵三「宅配便業者が宝石を紛失した事故に対する不法行為責任の成立と限度」NBL五五一号六八頁
 - ・野口充好「高価品に関する運送人免責規定とその適用排除」山口経済学雑誌四三卷六号(一九九五年)は、第一審と原審の判決を分析している。
 - (2) 平野充好「運送人の損害賠償責任と免責条項」『現代企業法法学の課題と展開(戸田修三先生古稀記念)』(文真堂 一九九八年)所収参照。また、伊藤進「販売約款」法律時報一九八二年六月号は、免責約款と対価原則との関連を詳説する。
 - (3) 請求権競合をめぐる諸見解の紹介・検討として、戸田修三「運送人の契約責任と不法行為責任」商法の争点Ⅱ(ジュリスト増刊)二四四頁、奥田昌道「請求権競合問題について」法学教室一九九三年二月号一頁参照。
 - (4) 奥田前掲(1)論文三四頁は、両事案共、典型的な請求権競合の問題とは異なるが、大審院・最高裁は抽象的・一般的に請求権競合を認める立場である旨を指摘する。
 - (5) 同法の改正と請求権競合との関連については、戸田修三・中村真澄編『注解国際海上物品運送法』(青林書院 一九九七年)四三三頁。
 - (6) 請求権競合問題に関する究極の説と言われる(奥田前掲(3)論文二二頁)全規範統合説では、原則として契約規範によるリスク分配が優先される。
- 全規範統合説を要約すると、「一つの事例関係から二つの請求権が発生する場合は、裁判所は両請求権規範の機能・目的を比較しながら事態に最もふさわしい規範を選択すべきである。不法行為規範と契約免責規範との統合に際しては、法的効果に関するものは契約規範によるリスク分配のほうがかかるかにきめ細かく、私的自治による法益の処分が許される限度では、そのようなリスク分配を優先させるべきである」となる。四宮和夫「請求権競合論」(一粒社 一九七八年)八三頁以下参照、同説の要約として浜田稔「請求権競合」民法の争点Ⅱ(ジュリスト増刊)三八頁参照。

また、法条競合説では勿論であるが修正請求権競合説(契約免責と不法行為責任とは別個・独立に成立するが、契約責任に関する特則は不法行為責任にも影響することを認める)によっても契約上のリスク配分機能が生かされる。更に、本件最判では運送人の重過失は問題とならなかったので折衷説でも契約上のリスク配分機能は生かされる。

(7) 奥田前掲(1) 論文三三三頁、落合前掲(1) 論文一〇九頁

(8) 東京地判昭五七・五・二五判例時報一〇四三三三頁(静岡事件) 参照。山下友信・判例評論二九〇号二二三・四頁は、実質的に、運送契約という契約関係に入ったことを基準として示し(「私的自治における法益の処分」、荷受人、下請運送が利用された場合の所有者、自己の所有物の運送が行われることを知っていた所有者等を挙げる。原茂太一・金融・商事判例六六二号五八頁は、荷送人と所有者とを同一視できる事情のない場合は、運送人は不法行為の一般原則に戻って責任を負うべきと指摘する。所有者が、明示的、黙示的に運送を委託したといえず、運送の可能性さえ認識していたといえない場合には、所有者の意に反して運送が行われた場合に、所有者を運送契約法の秩序に服させる理由はないと指摘する。荷送人と所有者との間に、両者を同一視できる実質的關係が認められれば、運送契約法の秩序に服させてよい旨の見解であろう。

なお、これに関するドイツの学説の動向については差し当り、前掲山下論文二二二―二三頁、及び辻伸行「契約責任と不法行為責任との関係について(二)」『西ドイツ債務法改正鑑定意見の研究』(日本評論社 一九八八年) 五二〇頁の註(13)、(14)を参照。

(9) 本件第一審参照。同旨東京地判平成元・四・二〇判例時報一三三七号二二九頁。

(10) 清河雅孝「パスポートと「高価品」及び「重過失」の証明責任」産大法学二五卷二号七五頁

拙稿「判例研究・運送品の紛失が原因不明の場合運送人の重過失を推認できないとされた事例」白鷗法学創刊号三〇一頁

(11) 中田信哉「明日の宅配便市場」(成山堂書店 一九九四年) 九六頁以下。

(本学法学部助教授)